

昭和 41 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省

(農政局)

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第22条の規定にもとづき、昭和41年度における農業および農民生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出および補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として国会に提出するため作成したものである。

目 次

I 昭和41年度の予算	1
II 昭和41年度において実施された事業の概要	4
A 農業改良普及事業	4
1 職員の設置	4
(1) 農業改良普及員	4
(2) 専門技術員	5
(3) 職員の活動の概要	6
2 資格試験	8
3 機動力の整備	9
4 農業改良普及所の運営	10
5 省力技術の普及	10
6 農業改良普及員等の研修の実施	10
7 改良普及員研修施設等の整備	13
8 灑地かんがい営農指導施設の運営	13
B 生活改善普及事業	13
1 職員の設置	13
(1) 生活改良普及員	13
(2) 専門技術員	14
(3) 生活改良普及員の活動の概要	15
2 生活改良普及員の普及器材の整備	17
3 農家生活技術等改善研究の実施	17
(1) 農家生活技術適応実験の実施	17

(2) 農家生活技術連絡研究の実施	17
(3) 漁家生活改善普及計画の樹立	18
4 生活改良普及員等の研修の実施	18
5 生活改良普及員の養成	19
6 生活教室の開設	19
7 移動専技車生活改善用設備の設置	20
C 農村青少年教育研修事業	20
1 経営伝習農場の整備	20
2 地域営農研修施設の設置	20
3 農業専修学園施設の設置	20
4 農村青年活動促進施設の設置	21

I 昭和41年度の予算

農業改良助長法により補助金を交付される協同農業普及事業の内容は、同法第14条により、次のように定められている。

- (1) 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
- (2) 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行なうこと。
- (3) 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行なうこと。
- (4) 前2号の事務の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業については、同法第16条の3の規定により、(1)及び(2)の事業は、配分された国の補助金の額に対し、都道府県は、その $\frac{1}{2}$ を支出することが求められている。その都道府県別の内訳は附表(1)、(2)、(3)、(4)のとおりである。

(3)および(4)の事業については、国の補助金の額と同額の都道府県費の支出が求められているが、これらの事業のうち、普及職員の研修および農村青少年研修教育事業の経費についての都道府県別内訳は、附表(5)、(6)、(7)、(8)、(9)のとおりである。

昭和41年度において定められた国の事業別予算について、その内容および額は次のとおりである。

1. 農業改良助長法第14条第1項第1号および第2号に係るもの

(1) 農業関係

i 農業改良普及職員設置費補助金	4,233,237,000 円
都道府県において農業に関する普及事業に従事する専門技術員および農業改良普及員の設置に必要な人件費および旅費である。	
昭和41年度において設置し得る職員の補助定数は、専門技術員764人、農業改良普及員10,626人である。	
ii 普及事業費補助金	157,325,000 円
a 技術指導強化費補助金	157,056,000 円
○広域普及所整備費補助金(普及器材等整備費)	2,000,000 円
広域普及所における技術指導を充実させるため、普及所にテープレコーダー一台を備えつけるための経費である。	
○巡回指導施設設置費補助金	6,436,000 円
農業改良普及員が巡回指導に必要なオートバイ80台の購入に必要な経費である。	

○普及所運営費補助金 138,720,000 円

広域普及所 200 カ所、一般普及所 1,000 カ所に対し、その運営に必要な消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、光熱水料、備品費、人夫賃を助成するに必要な経費である。

○省力技術特別事業費補助金 9,900,000 円

最近における労力事情に対応し、農業改良普及員が省力技術を普及指導するのに必要な機材、資材の購入に必要な経費である。

b 畑地かんがい営農指導施設費補助金 269,000 円

畑地かんがい工事施行地区に設けられた畑地かんがい営農指導施設の運営指導を継続実施するに必要な経費である。

(2) 生活改善関係

i 生活改善普及職員設置費補助金 894,015,000 円

都道府県において生活改善の普及事業に従事する専門技術員および生活改良普及員の設置に要する人件費、指導旅費である。

昭和 41 年度に設置し得る補助定数は、専門技術員 245 人、生活改良普及員 1 年分 2,320 人、6 カ月分 30 人である。

ii 普及事業費補助金 9,726,000 円

a 生活改良普及員普及器材整備費補助金 2,384,000 円

生活改良普及員の普及指導に必要な幻燈スライド、照度計を整備するに必要な経費である。

b 農家生活技術等改善研究費補助金 3,915,000 円

46 都道府県において生活技術の適応実験を行なうに要する経費、12 府県において生活技術の連絡研究を実施するに要する経費ならびに 9 県において漁家生活改善等普及計画を樹立し、活動をすすめるに要する経費である。

c 生活教室開設補助金 3,427,000 円

農山漁家の生活改善上当面している問題の解決に資するため、農繁期対策、家族計画促進、住居の使い方改善について短期の講習会を開催するに必要な経費である。

2. 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号および第 4 号に係るもの

(1) 農業改良関係

i 普及事業費補助金 139,487,000 円

① 普及指導高度化補助金 49,063,000 円

a 技術指導強化費補助金 49,063,000 円

○移動専技車設置費補助金 14,314,000 円

専門技術員の集団的現地指導体制の整備をするため、移動専技車（現地での調査指導用の器材を備えた四輪車）を購入するに要する経費である。

○広域普及所整備費補助金(機動力設置費)	34,749,000 円
広域普及所 100 カ所に対し、普及指導活動の効率化をはかるため、四輪車(ジープ 又はライトバン)を各 1 台完購入せしめるに要する経費である。	
② 改良普及員等研修費補助金	54,437,000 円
農業改良普及員および専門技術員の資質向上のため、各種の研修を実施するに必要な經 費である。	
③ 改良普及員研修施設等整備費補助金	35,987,000 円
改良普及員に対し、長期の研修を実施するに必要な施設(3 カ所)の設置ならびに農業講 習所において、改良普及員の研修を実施するに必要な諸施設を整備するに要する経費であ る。	
(2) 生活改善関係	
i 普及事業費補助金	16,473,000 円
① 生活改善普及職員研修費補助金	10,336,000 円
生活改良普及員および専門技術員の資質向上のため各種の研修を実施するに必要な經費 である。	
② 生活改良普及員養成費補助金	4,149,000 円
生活改良普及員の養成施設(岩手、長野、香川)について、人件費、運営費ならびに施設 の整備に要する経費である。	
③ 移動専技車生活改善用設備費補助金	1,988,000 円
移動専技車で生活改善専門技術員が指導を行なう際、必要な試験器具器材を整備するに 必要な経費である。	
(3) 農村青少年研修教育関係	
i 農村青少年研修教育施設費補助金	141,269,000 円
① 経営伝習農場施設整備費補助金	60,024,000 円
経営伝習農場の新設、移転等に伴なう寄宿舎、教育および実習施設の新設、既存建物の 増改築に要する経費である。	
② 地域営農研修施設設置費補助金	40,000,000 円
農業高校卒業の青年を対象に高度の専門技術と経営の実務訓練を行なう研修施設(1 カ 所)を設置するに要する経費である。	
③ 農業専修学園施設設置費補助金	41,245,000 円
中学卒業後直ちに農業に従事している青少年に対し農業の基礎的な研修を実施するため の施設(5 カ所)を設置するに必要な経費である。	
ii 農村青年活動促進施設費補助金	40,800,000 円
都道府県の主要農業地域に農村青年の活動促進の場としての研修施設(12 カ所)を設置する に要する経費である。	

II 昭和41年度において実施された事業の概要

A 農業改良普及事業

最近における経営経済圏の広域化、農業技術の高度化等に対応し、普及事業を効果的に実施するため、農業改良普及所を中心とする普及体制の整備を昭和40年から5カ年計画ですすめて来ている。

昭和41年度は、その第2年次にあたり、普及組織と活動体制の整備、普及職員の資質向上に重点をおき、その充実を図つた。

1 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として専門技術員と改良普及員がおかれている。

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について調査研究するとともに改良普及員を指導するものと、市町村、農業に関する団体、教育機関等と密接な連絡を保ち、普及指導活動の技術および方法等について指導するものとの二種にその職務内容が分かれている。

改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学的技術および知識の普及指導に従事することを職務としている。

(1) 農業改良普及員

農業改良普及員は農業改良普及所に所属し、普及事業の現地勤務に従事し、昭和41年における定数は、171人が減員され、10,626人となつた。その内訳は、広域普及所長200人、一般普及所長1,000人、改良普及員(地域)600人、改良普及員(専門)2,000人、改良普及員(一般)6,826人である。

この都道府県別の数は附表(10)のとおりである。

なお、農業改良普及員の学歴別、年令別構成は下記のとおりである。

(a) 農業改良普及員学歴構成

区分	大学	短大				専		高 (旧 校 中)	計
		旧高	專	短大	農 講	旧專实科	技 養		
員 比	数	493	383	553	3,045	80	1,138	4,864	10,556
	率	4.7	3.6	5.2	28.8	0.8	10.8	46.1	100.0

注 農講——農業講習所

技養——農業会(農会)技術員養成所

(b) 農業改良普及員年令構成

区分	25歳以下	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員 数	744人	1,181人	1,655人	3,204人	1,482人	912人	1,391人	47人	10,556人
比 率	7.0%	11.2%	15.7%	30.4%	14.0%	8.6%	12.6%	0.5%	100.0%

(2) 専門技術員

専門技術員の専門項目は、稲、果樹、乳牛等技術に関する18項目と普及指導活動に関する農業および青少年の2項目計20項目に区分されている。

専門技術員の設置は、割当された定数で、各都道府県において、その県の農業事情を勘案し必要な項目について選択し、有資格者の中から任用している。

昭和41年度における定数は、764人であるが、専門項目別設置数は、次のとおりである。

稻	51人	家畜衛生	9人
麦おび雑穀	25	農畜産加工	8
そ菜及びいも類	56	農業機械	37
果 樹	63	農業經營	49
工芸作物	13	農業土木	1
花 き	3	營農林	1
飼料作物及び草地改良	19	普及指導活動(農業)	108
土じよう肥料	47	(青少年)	16
病害虫	46	計	631
畜産一般	61		
乳 牛	7		
養 鶏	11		

また、専門技術員の都道府県別設置数は附表(10)、項目別設置数は附表(11)のとおりである。

専門技術員の学歴、年令の構成は次のとおりである。

(a) 専門技術員学歴構成

区分	大 学	短 大			準 専		高(旧 校中)	計
		旧高	專	短大	農講	旧專実科	技 養	
員 数	105人	276人	10人	28人	22人	41人	149人	631人
比 率	16.7%	43.8%	1.6%	4.4%	3.5%	6.5%	23.5%	100.0%

注 農講——農業講習所

技養——農業会(農会)技術員養成所

(b) 専門技術員年令構成

区分	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員数	人 0	人 28	人 213	人 159	人 94	人 132	人 5	人 631
比率	0	4.4	33.8	25.2	14.9	20.9	0.8	100.0

(3) 職員の活動の概要

ア 農業改良普及員

普及事業の効率化のために農業経営経済圏を考慮して行なわれつつある農業改良普及所の統合も、昭和41年度において第2年目となり、広域普及所も40年度発足とあわせて200カ所となつた。そして従来の一般普及所と広域普及所とでは異なつた活動方式のもと活動がすすめられた。

(ア) 活動方式

広域普及所においては市町村を分担し、常時、市町村、農業協同組合等との連けいを図りつつ農業者に対する総合的な指導を行なう地域改良普及員と専門的な事項を担当し管内全域にわたつて専門改良普及員とにわかれ、普及所を拠点にしてすすめる活動方式がとられている。

一般普及所においては、各農業改良普及員が管内全域にわたつて項目別技術指導を分担すると同時に、管内市町村を分担して一般的活動を行なう活動方式がとられている。

(イ) 活動時間

(a) 広域普及所

広域普及所においては、機能分担により、地域改良普及員と専門改良普及員とに分れているために、それぞれの活動時間について種類別・対象別にみてみると次表のとおりである。

広域普及所種類別活動時間（1人1カ月当り）

種類別	直接指導時間(対象別)						その他の時間						合計
	個別	地域集団	目的集団	その他の集団	農少村青年	計	指導準備	因・の関係団体とい	普運事務所の	研修	その他	計	
地域改良普及員	時間(時)	39.2	21.9	20.3	7.5	9.5	98.4	30.1	15.0	22.3	13.5	7.5	88.4 186.8
	比率(%)	21.0	11.7	10.9	4.0	5.1	52.7	16.1	8.0	11.9	7.2	4.1	47.3 100.0
専門改良普及員	時間(時)	35.0	15.2	34.5	8.3	7.2	100.2	36.4	13.1	18.3	18.9	7.3	94.0 194.2
	比率(%)	17.9	7.8	17.7	4.2	3.6	51.2	18.7	6.7	9.4	9.7	4.3	48.8 100.0

直接指導時間では、地域改良普及員は個別指導、地域集団、農村青少年グループに対する指導時間が多く、専門改良普及員は、目的集団(農事研究会、部門別生産集団等)に対する指導時間が多くなつてゐる。これは、地域改良普及員は各町村を分担し、個別的經營指導、集落の地域集団に対する稽作を中心とする一般指導、青少年の育成指導が主

として、専門改良普及員は、生産出荷集団を対象としての技術指導が主として行なわれていることを示している。なお、直接指導時間が前年度に比し地域改良普及員、専門改良普及員ともに5%前後増加している。次にその他の時間では地域改良普及員は関係機関・団体との連けい、普及所運営のための事務の時間が多く、専門改良普及員は指導準備と研修時間が多くなっている。

(b) 一般普及所

一般普及所における農業改良普及員の活動時間を種類別、対象別にみると次表のとおりである。

一般普及所種類別、対象別活動時間(1人1カ月当り)

種類別	直接指導時間(対象別)						その他の時間					合計
	個別	地集域団	目的団	その他の集団	農青少年	計	指導導備	関係機関との連絡	普及運営及事務	研修	その他	
時間(時)	37.4	19.4	26.7	8.8	6.7	99.0	32.6	15.9	19.0	14.6	9.8	190.9
比率(%)	19.6	10.2	14.0	4.6	3.5	51.9	17.1	8.3	10.0	7.7	5.0	48.1

注 1,216人の平均

直接指導時間は全活動時間の51.9%を占め、前年度の49.3%に比較し増加している。その他の時間については、前年に比し指導準備は5.6%、関係機関等との連けい事務は2.9%の増加を示し指導準備、普及所運営、関係機関等との連けい事務が増加していることを示している。直接指導時間を対象別にみると、個別指導が1.1%の増加を示し、他はほとんど変化がない傾向にあり、これは兼業農家指導、自立経営農家育成指導等が増加していることによるものである。

(c) 活動内容

農業改良普及員の活動の内容を、とくにとりんでいる重点課題について部門別、内容性格別にみてみると次表のとおりである。

部門別重点課題数(1普及所当り)

部 門	主穀作物	果樹	やさい	畜産	複合	青少年	その他の	計
課題数	2.5	1.6	2.2	2.0	0.9	0.9	—	10.1
比率(%)	24.4	15.9	21.8	19.6	8.7	9.1	0.5	100.0

注 普及所732カ所の平均

内容性格別重点課題数(1普及所当り)

内 容	生産性向上	選択的大拡大	経営規模拡大	流合理化	青少年育成	その他の	計
課題数	5.6	1.7	1.2	0.4	0.9	0.3	10.1
比率(%)	54.3	16.8	11.1	3.4	8.8	5.6	100.0

注 普及所732カ所の平均

部門では、主穀作物、やさい、畜産、果樹の順となっているが、主穀作物に関する課題数とやさい、畜産等に関する課題の差があまりなくなっている。また、やさいに関する課題数が前年に比し14%増加していることが特徴的である。次に、内容性格別にみると生産性の向上(とくに労働生産性)に関する課題と畜産、やさい、果樹等の選択的拡大に関する課題が全体の半数以上を占めている。具体的には、次のような事項が全国共通的な普及課題となつてきている。

部 門	主 要 普 及 課 題
稻	1 省力多収を目指しての集団栽培指導 2 農業機械共同利用の指導 3 病害虫、共同防除の「
畜 産	4 多頭羽化とその飼養法の指導 5 畜産団地の育成 6 自給飼料の増産確保指導(草地改良も含む)
果 樹	7 果樹園の集団化指導 8 病害虫防除その他の管理の省力化
野 菜・花 き	9 施設やさいの施設設計指導 10 「 育苗、温度調整・灌水等の諸管理指導 11 露地やさい産地の組織育成 12 「 技術平準化による品質向上指導 13 切花・球根類観賞樹観葉植物の栽培指導
経 営	14 自立経営育成のための経営設計簿記記帳等の指導 15 協業経営指導 16 構造改善事業実施後の営農計画指導 17 制度資金の利用指導
青 少 年	18 農村青少年の組織化 19 技術・経営に関するプロジェクト指導 20 後継者資金の利用と技術・経営指導 21 国や県の行なう青少年活動促進事業(技術交換大会ラジオ農業学校、自営冬季学校等)への参加促進と事後指導

イ 専門技術員

専門技術員の活動は、普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連携、自己研修等にわたるが、41年度においては、機械化、主産地育成生産組織の育成と集団栽培、自立経営農家育成等が普及員の中心的課題となるにおよび、普及員に対してより濃密な研修や指導援助が必要となり、それらに活動の大半を費している。また、これらの課題に連関して技術関係専門技術員は試験研究機関との連携、現地調査・試験が、普及指導活動専門技術員は関係機関団体との連携のための活動がますます必要になってきた。

2 資格試験

普及職員の任用は、政令によって、資格試験に合格した者を任用する場合と一定の学歴および

経験を有する者を無試験で任用する場合との二つの方法が定められている。

改良普及員の資格試験は、都道府県の条例で定めるところによつて行なわれているが全国的な統一をはかるため、農林省において条例準則を示している。

41年度における試験の実施結果は次表のとおりである。

改良普及員資格試験実施概要

学 区 分	歴	大 学			短 大			農業講習所			高 校			計		
		受 験 者	合 格 者	合 格 率												
農 業 生 活	人 83	人 714	人 462	% 64.7	人 305	人 194	% 63.6	人 999	人 800	% 80.1	人 90	人 42	% 46.7	人 2,108	人 1,493	% 71.1
					1,398	948	67.8	93	82	89.1	11	9	81.8	1,585	1,193	75.3

注 農業改良普及員のうち、農業講習所欄には国立園芸試験場の研修課程を修了した者を含む。

専門技術員の資格試験は「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」により、農林省において実施しているが、41年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

専 門 項 目 区 分	稻		麦 及 び 雜 穀		そ い 菜 も 及 び 類		果 樹		工 芸 作 物		花 き		飼 び 草 地 作 物 及 び 改 良		土肥 じ よ う 料		病 害 虫		畜 産 一 般			
	受 験 者 数	人 45	人 6	人 13	人 2	人 72	人 16	人 66	人 15	人 2	人 11	人 2	人 12	人 3	人 16	人 2	人 19	人 7	人 17	人 8	人 30	人 7
受 験 者 数				% 56.5				% 33.3						% 22.2			% 22.7				% 18.2	
合 格 者 数																						
合 格 率																						
専 門 項 目 区 分	乳		養		家 畜 衛 生		農 產 產 加 工		農 業 機 械		農 業 經 營		農 業 土 木		營 農 林		被 服		食 物			
	牛	人 16	人 11	人 0	人 3	人 0	人 3	人 20	人 4	人 20	人 47	人 11	人 1	人 1	人 1	人 1	人 1	人 0	人 4	人 1	人 7	
受 験 者 数																						
合 格 者 数																						
合 格 率																						
専 門 項 目 区 分	住 居		家庭 管 理		普 及 指 導 活 (農 業)		普 及 指 導 活 (青 少 年)		普 及 指 導 活 (農 民 活 動)		計											
	受 験 者 数	9	12	73	10	29	537	合 格 者 数	5	4	18	3	11	149	合 格 率	55.6	33.3	24.6	30.0	37.9	27.7	

3 機動力の整備

(1) 移動専技車の整備

専門技術員の改良普及員に対する指導体制を整備し、その指導を能率的にするため、移動専

技車の設置をすすめているが、本年は 16 台でその設置県は次のとおりである。

青森、岩手、秋田、茨城、富山、岐阜、三重、大阪、広島、山口(2)、福岡、長崎、大分、宮崎、鹿児島

この専技車には、農業および生活関係の調査指導用器材を積載している。

(2) 巡回指導施設の整備

広域普及所の整備に伴い、管轄区域の拡大と普及指導活動の能率化に対応するため、各普及所に 1 台の四輪車(ジープまたはライトバン)を整備することとし、本年度は 100 カ所の普及所に対して助成を行なつた。また、山間へき地等を担当する改良普及員の機動力を強化するためオートバイ 80 台の購入についても助成した。

4 農業改良普及所の運営

農業改良普及所は、各都道府県の条例によつてその位置、名称、管轄区域が定められている。

農業改良普及所は改良普及員の活動の拠点であり、そこに所属する改良普及員の行なう普及活動の連絡調整を強化し地域の特性に応じた総合的な普及指導活動を推進し、あわせて市町村、農業協同組合等との連絡を密にすることを目的としている。

41 年度は広域普及所 200 カ所、一般普及所 1,000 カ所の運営費について助成した。

農業改良普及所の運営費の助成の内容は消耗品費、印刷製本費、備品費、人夫賃であるが、その額は広域普及所 1 カ所当たり 263,334 円、一般普及所 1 カ所当たり 86,053 円である。

農業改良普及所の建物は、都道府県の整備に任せられているが、41 年における 1,120 カ所のうち、都道府県の所有に係るもの 530 カ所、市町村の所有に係るもの 426 カ所、農協所有 135 カ所、その他 29 カ所となつてゐる。

農業改良普及所の都道府県別数は附表(10)のとおりである。

5 省力技術の普及

最近における労力事情に対応し、農業の労働生産性を高める省力技術について、植苗紙利用による育苗、移植の技術、小型施肥播種機利用による水稻直播栽培技術、小型刈取機利用による収穫技術、または田植機利用による移植の省力化などについての展示圃を設けて農家に対して普及展示を行なつた。

41 年度における実績は次のとおりである。

植 苗 紙	17 県	11,900 アール
小型施肥播種機	7 ヶ	9 台
△ 刈 取 機	11 ヶ	15 ヶ
△ 田 植 機	9 ヶ	14 ヶ

6 農業改良普及員等の研修の実施

農業技術の進歩や、農業経営の近代化に対応して農業改良普及職員の資質を向上し、指導力の強化を図ることは当面最も重要な課題である。